

4 環 境 保 全

(1) 総合的な施策の推進	21
(2) 大 気 汚 染	24
(3) 水 質 汚 濁	26
(4) 有害化学物質対策	28
(5) 騒 音 ・ 振 動	30
(6) 自 動 車 公 害	30
(7) 悪 臭	32
(8) 土壌汚染と地下水汚染	33
(9) 地 盤 沈 下	33
(10) 酸 性 雨 対 策	33
(11) 公害防止の事前相談	34
(12) 公 害 苦 情	34
(13) 環境保全資金融資制度	34
(14) 普 及 啓 発	34

4 環 境 保 全

近年、工場から排出される汚染物質による大気汚染や水質汚濁などについては、かなり改善されてきた。

しかし、ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染や自動車公害など解決すべき課題も多く、また、最近の環境保全対策については、単に環境汚染の防止だけでなく、より快適な都市環境の創造が重要となってくるなど、多様化している。

こうしたことから、平成9年3月には「京都市環境基本条例」を制定し、市、事業者、市民の参加と協働のもと、京都の環境資源を守り、生かすとともに、環境負荷の少ない「環境共生型都市・京都」の実現を目指して、総合的・計画的な取組を進めている。

(1) 総合的な施策の推進

ア 京都市環境基本条例（平成9年3月公布）

この条例は、新しい時代に対応した環境政策、つまり社会経済システムのあり方の検討も含めて環境そのものを総合的にとらえ、望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に、環境の保全に関する基本理念や市・事業者・市民及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど、環境の保全に関する基本的な事項を定めたものである。

○ 基本理念

- (ア) 健全で恵み豊かな環境を大切に継承する
- (イ) 環境への負担を抑え、持続的に発展する都市をめざす
- (ウ) 京都市にかかわる全員の参加と協力
- (エ) 京都の環境の特質を生かす
- (オ) 地球環境の保全の推進

イ 京の環境共生推進計画（平成18年8月策定）

「新京都市環境管理計画（平成8年3月。以下「旧計画」という。）」の策定以降の10年間で、本市を取り巻く環境は変化してきており、国における「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月）など各種の法整備や二酸化炭素排出量増加など拡大・複雑化する環境問題に対応するため、旧計画に代わる、新たな計画を策定する必要性が生じた。

このため、平成18年7月の京都市環境審議会第9号答申「新京都市環境管理計画の改定等について」に基づき、同年8月に、本市が目指す環境像を『環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」』として掲げた、新たな本市環境行政のマスタープランである「京（みやこ）の環境共生推進計画」を策定した。

(ア) 主な策定方針

a 重点プロジェクトの設定

環境行政の推進において、集中的かつ短期的に解決すべき課題である以下の3項目を重点プロジェクトとして設定した。

- (a) 家庭、事務所における二酸化炭素排出量の削減
- (b) 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進
- (c) 発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

b 旧計画策定以降の国の各種法整備や京都市における条例・計画の策定等への対応

「循環型社会形成推進基本法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」など新たな法整備や、「京都議定書」の発効などを受け、廃棄物の発生抑制や再使用の推進、地球温暖化対策の推進など、今日的な環境課題に対応できる内容とした。

c 指標を用いた適切な計画の進行管理システムの構築

計画の適切な進行管理を行うため、環境指標を設定するとともに、二酸化炭素排出量や緑被率など本市独自に設定が可能なものについて数値目標を示した。

(イ) 計画の目的・位置付けなど

a 計画の位置付け

「京都市環境基本条例」（平成9年3月）第9条の規定に基づく環境基本計画

b 計画期間

平成18年度から27年度に至る10年間

c 計画対象

(a) 対象とする地域

京都市全域とするが、京都の環境は行政区域の内部で独立しているものではなく、近隣地域や地球規模の環境と相互に密接に関連していることに配慮し、国や府、近隣市町村との連携及び協調により推進する。

(b) 対象とする環境の分野

公害による環境汚染等の防止に止まらず、良好な自然環境から、歴史的文化環境や本市固有の都市景観の保全、地球環境の保全までを含む。

ウ 京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年12月制定）

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施に際し、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、市民等の意見を聴き、その事業について適正な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境を保全しようとするものである。

国においては、昭和59年8月に国が関与する大規模な事業を対象とした「環境影響評価実施要綱」が定められ、本市においても対象事業の種類及び規模等について本市の特性や都市規模を考慮した独自の制度として、平成5年10月に「京都市環境影響評価要綱」を制定し、平成6年4月から施行した。

その後、地球環境問題等の新たな環境問題への対応や要綱による行政指導の限界等に対応するため、国においては平成9年6月に「環境影響評価法」を、また本市においても平成10年12月に「京都市環境影響評価等に関する条例（以下「市条例」という。）」を制定し、平成11年6月から施行した。

市条例では、法の対象としていない事業種やより小規模な事業を対象事業とするとともに、法には定められていない事前配慮や事後調査について独自の規定をおいている。

エ 京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱（平成16年10月施行）

事業の主な内容が固まる前の計画段階での本市が策定する計画を対象に幅広い観点から環境への配慮を行う制度として、京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱を平成16年10月に施行した。本制度は、政令指定都市では本市が初めて運用を開始した。

オ 京都市環境審議会（平成6年8月設置）

市長の諮問機関として、京都市環境基本条例第34条に基づき設置しているもので、本市の環境保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べるものである。

委員は、学識経験者、関係行政機関、各種団体の代表等35人以内の委員により構成されている。（任期2年、委員数30名）

平成18年度までの答申件数は21件（前身の公害対策審議会答申12件を含む。）である。

カ 京都市環境保全推進会議

今日の環境問題は、公害問題に加え、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題等まで広範囲に及んでいる。

このため、全庁的にこれらの問題に対応し、連絡調整機能の充実を図るとともに、総合的かつ計画的に環境保全行政を推進していくため、平成8年度に「京都市環境保全推進会議」を設置した。

本会議には、ダイオキシン類特別対策会議（ダイオキシン類特別対策専門部会、環境ホルモン特別対策専門部会）と4つの部会（環境影響評価専門部会、京の環境共生推進計画専門部会、有害化学物質対策専門部会、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策専門部会）を設け、環境保全の施策等について検討している。

キ 京都市地域新エネルギービジョン（平成12年3月策定）

太陽光発電やバイオマス燃料製造など二酸化炭素排出量の少ない「新エネルギー」の活用を推進するために策定したものである。

このビジョンでは、以下の重点プロジェクトを掲げ、エネルギー負荷の低減に取り組むこととしている。

重点プロジェクト

- (ア) バイオマスエネルギーの活用促進
- (イ) 公共施設への新エネルギー等の導入
- (ウ) 低公害車の導入促進
- (エ) 未利用エネルギーの活用促進

ク 環境マネジメントシステム

(ア) ISO14001

1992年(平成4年)に開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）を機に、事業者が環境に配慮した事業活動を行うために、自主的に環境対策に取り組むシステムが求められるようになり、ISO（国際標準化機構）は1996年（平成8年）に「環境マネジメントシステム」に関する国際規格であるISO14001を発行した。

わが国でもISO14001を翻訳したJIS Q 14001（1996年発行，2004年改訂）発行され、企業や行政機関で認証を取得する動きが広がっている。

本市では、民間事業者のISO14001の認証取得及び維持を支援するため、環境マネジメントシステムのパンフレットを作成するとともに、環境関連法規の制定、改定の情報提供や相談業務を行っている。

(イ) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

ISO14001の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組めるような環境マネジメントシステム規格として、京のアジェンダ21フォーラムが策定したKES・環境マネジメントシステムの認証拡大に取り組んでいる。平成13年4月から京のアジェンダ21フォーラムのKES認証事業部で認証を行ってきたが、平成19年4月に設立された「特定非営利活動法人KES環境機構」において認証が行われている。これまでに市内では、ステップ1：369件、ステップ2：111件、（平成19年11月現在）の事業所が認証を取得している。

ステップ1：環境問題に取り組み始めた段階

ステップ2：将来ISO14001の認証取得を目指す段階

平成14年度から、教育委員会と協力して「KES学校版」である「環境にやさしい学校」の認証も行っている。平成19年3月には、205校が認証取得に向けた取組を推進している。

(ウ) 本市におけるISO14001の認証取得

平成12年1月の山科区役所、青少年科学センター及び東部クリーンセンターでの認証取得をはじめとして、順次、工業技術センター（平成13年2月）、京都市役所本庁舎（消防局本部庁舎を含む、平成15年9月）及び石田水環境保全センター（平成16年2月）で認証取得をしてきた。

また、平成17年9月には、すべての区役所・支所及び上下水道局本庁舎へ認証取得範囲を拡大し、改めて京都市役所オフィス系関連庁舎として統合し、平成19年9月に交通局本庁舎も範囲に加えた。

また、事業系部門ではすべての水環境保全センター（平成17年12月）、東北部クリーンセンター（平成18年3月）及び新山科浄水場（平成19年3月）へ認証取得範囲を拡大した。

(エ) 本市における環境会計の取組

環境を保全する取組の費用と効果を市民に分りやすく説明するとともに、評価結果を今後の改善・見直しにつなげていくことをねらいとして、環境会計の取組を進めている。

これまでISO14001を認証取得している事業所を対象とした環境会計を作成し、公表している。

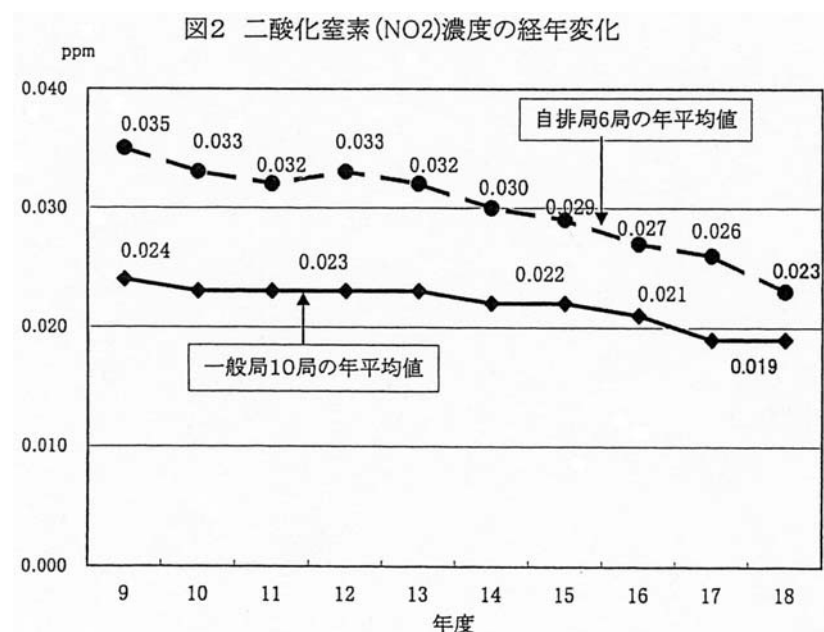
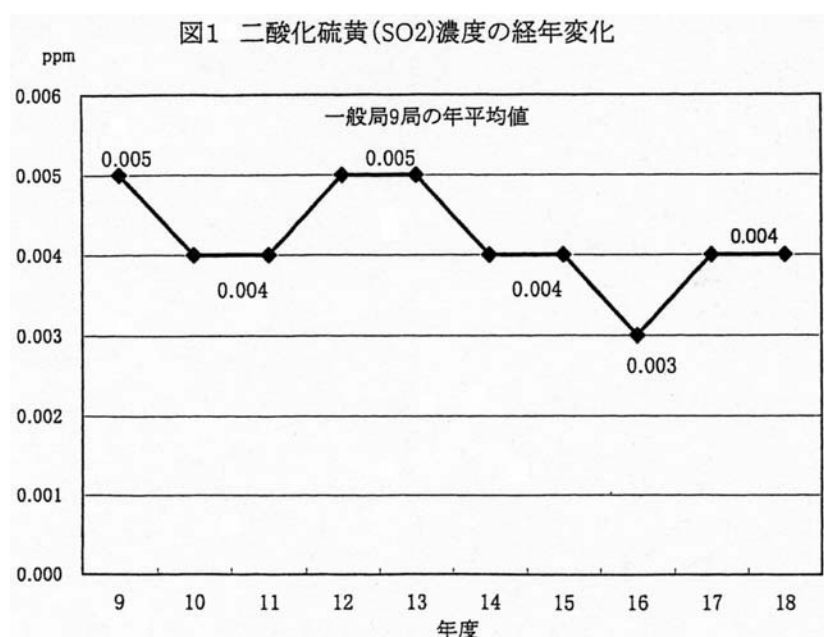
(2) 大 気 汚 染

ア 大気汚染の現状

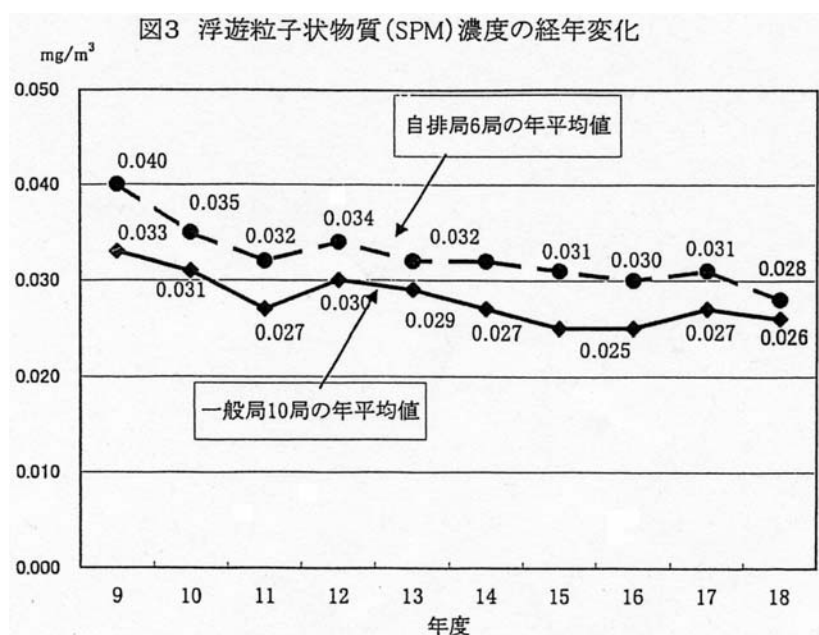
(ア) 常 時 監 視

一般環境大気測定局10局（市役所、壬生、南、伏見、山科、左京、西京、久我、北、醍醐）、自動車排出ガス測定局6局（南、大宮、山科、上京、西ノ京、桂）及び気象測定局2局（京都タワー、比叡山）で大気等の常時監視を行い、テレメータシステムにより衛生公害研究所で集中管理を行っている。

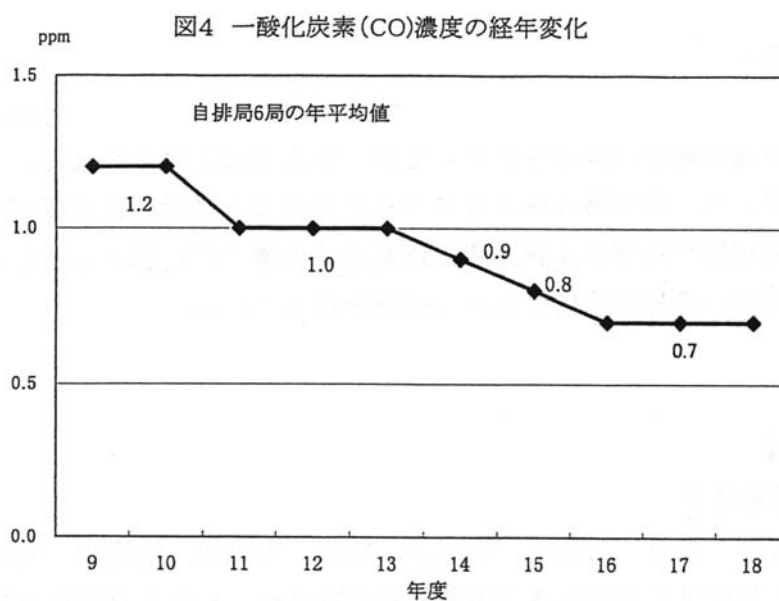
なお、平成18年度における自排局南局は測定局舎工事のため欠測である。



平成18年度は自排局5局の年平均値



平成 18 年度は自排局 5 局の年平均値



平成 18 年度は自排局 5 局の年平均値

(イ) 濃度の概況

過去10年間についてみると、ほぼ横ばい又は減少傾向にある（図1～4）。平成18年度の環境基準の達成状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全測定局で達成している。また、光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局の全局で未達成となっている。

なお、環境基準の定めない非メタン炭化水素、降下ばいじんについても測定、監視を行っている。

イ 大気汚染対策

(ア) 硫黄酸化物対策

京都市大気汚染対策指導要綱に基づき排出量の抑制、小規模施設を含めた良質燃料使用の指導を行い、大規模工場等と公害防止協定を締結している（平成19年3月末現在151工場等）。また、平成18年度には、法、条例、要綱に基づく立入監視を305工場・事業場に対し行った結果、法令に違反する事例はなかった。

(イ) 窒素酸化物対策

法令、条例、要綱に基づき、窒素酸化物排出量の多い工場への立入指導、自主点検報告の徹底を行い、良質燃料への転換や燃焼管理の適正化を推進する。

また、濃度が上昇する冬期における対策として、燃焼管理の徹底や適正な暖房温度の設定等の窒素酸化物対策について、業界、工場・事業場と呼びかけている。

(ウ) 浮遊粒子状物質対策

ばい煙発生施設等固定発生源からのばいじん、粉じんについては、大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例により排出抑制を指導している。

しかし、浮遊粒子状物質の発生源は、ばいじん、粉じんの他にも土壌の巻き上げ、自動車排出ガス及びそれらの反応生成物等多種であり、環境中の濃度が改善されない状況にある。

(エ) 光化学スモッグ対策

「京都市光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、注意報発令時の周知方法、自動車運行自粛の協力要請、被害発生時の措置等を定め、対策を実施している。

なお、平成18年度は光化学スモッグ注意報の発令が7回あった。

(オ) アスベスト対策

一般環境大気中のアスベスト濃度調査を毎年度実施しているが、その結果は、1.0f/l未満の濃度で推移している。

また、アスベスト製品製造施設等を設置する工場に対して、大気汚染防止法により届出義務や敷地境界基準の遵守義務が規定されているが、本市では対象施設はない。

さらに同法により、建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止措置が規定されているため、法に基づく作業の届出時及び立入調査時に作業基準の遵守を指導するとともに建設業界等に対しアスベストの大気中への飛散防止に向けた要望を行っている。

(3) 水 質 汚 濁

ア 水質汚濁の現状

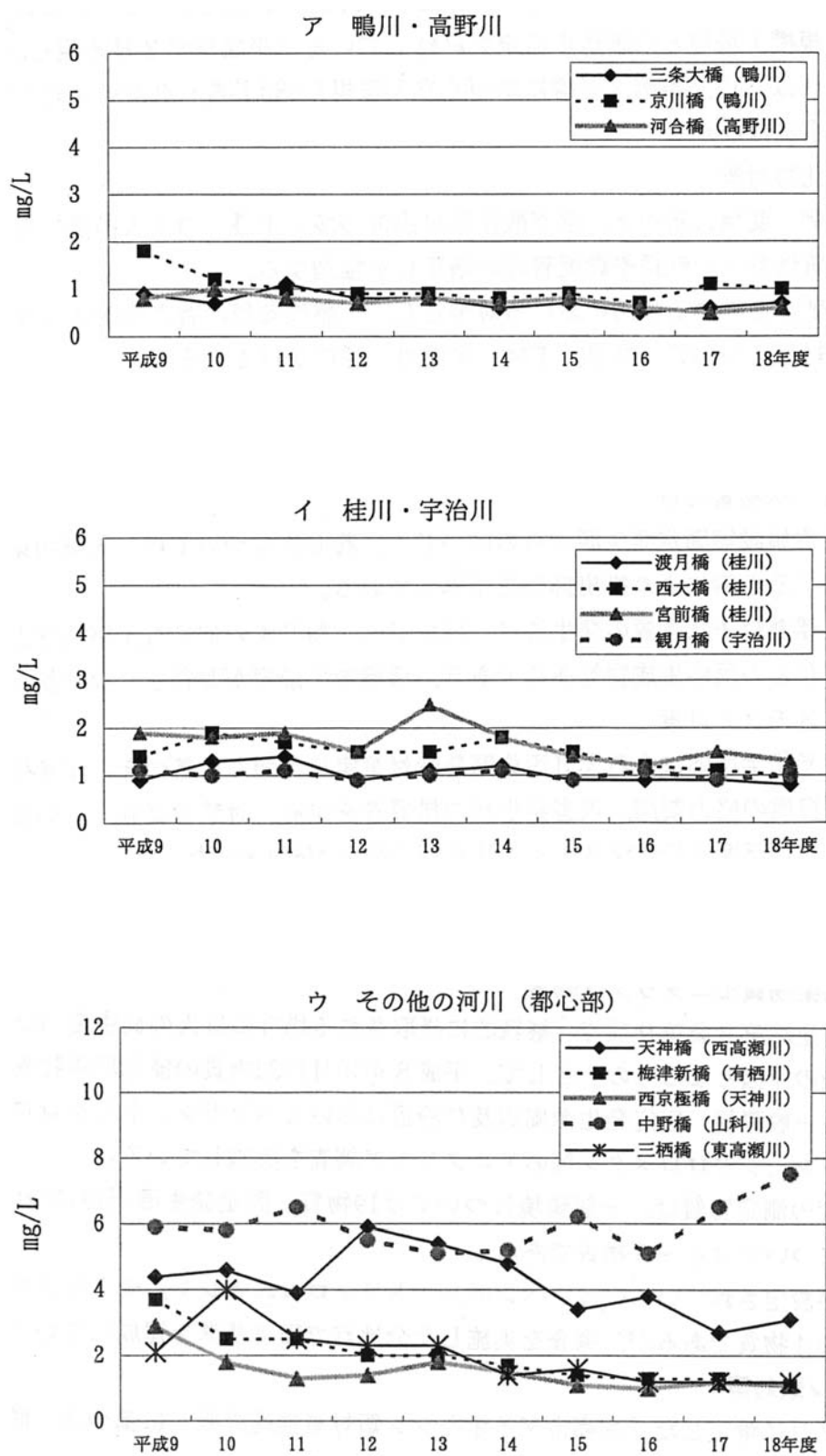
(ア) 河川水質常時監視

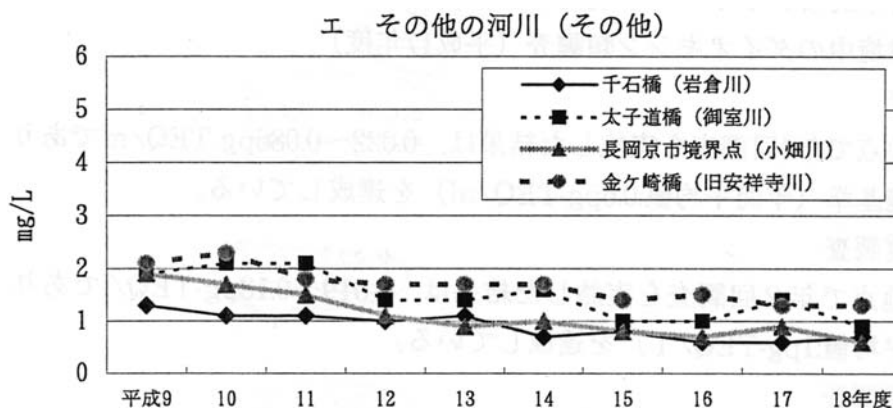
河川については、鴨川、高野川、宇治川、桂川、小畑川、清滝川、有栖川、天神川及び旧京北町域の弓削川の9河川に環境基準の類型指定がなされ、これら9河川と岩倉川等8河川に京都市環境保全基準を設定している。これらの河川を含めた22河川42地点について河川水質の常時監視を行っている。

(イ) 河川水質の概況

市内河川の水質汚濁（BOD：生物化学的酸素要求量）の状況は、鴨川・桂川等の主要河川で良好な水質が保たれているほか、近年、中小河川においても一部を除いて良好な水質となっている。

(図5) BOD 年間平均値の経年変化図





有機汚濁の代表的な水質指標であるBODで平成18年度の環境基準達成状況をみると、環境基準類型が当てはめられているすべての水域・地点（13水域 26地点）で環境基準を達成している。

京都市環境保全基準の類型が当てはめられている 25水域 37地点について、BODの環境保全基準達成状況をみると、24水域36地点で達成している。

健康項目についても、全項目で環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

イ 水質汚濁対策

(ア) 工場・事業場対策

平成18年度において、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく届出、許可工場・事業場のうち規制対象の72工場、事業場に対し延べ47件の採水検査を行い、排水基準を超過していた1事業所について嚴重注意を行った。

(イ) 生活排水対策

生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成元年から浄化槽の設置者に対し、補助金を交付する制度を設けている。また、既設の浄化槽に対して、浄化槽法に基づき平成18年度は359施設に立入検査を実施し、維持管理の徹底について指導した。

(ウ) その他の対策

ゴルフ場における農薬について、市内4ゴルフ場の排出口における農薬の水質調査を「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指針」に基づき、毎年度行っている。また、油流出等の河川水質異状時には発生源への指導を行うとともに、関係各局へ連絡調整を行い、迅速に対応している。

(4) 有害化学物質対策

ア 有害大気汚染物質モニタリング調査

大気汚染防止法第2条第13項で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として、平成8年10月に22物質の優先取組物質が設定され、平成9年10月から一般環境、固定発生源周辺及び沿道においてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等のモニタリング調査を実施している。

平成18年度の測定物質は、一般環境については19物質、固定発生源周辺については9物質、沿道（2地点）については4～5物質である。

環境基準が設定されているのは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質であるが、調査を実施した全地点で環境基準を達成している。

イ ダイオキシン類対策

平成11年7月に策定した「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、関係局が連携して、総合的かつ効果的なダイオキシン類対策を推進している。

(ア) 一般環境中のダイオキシン類調査（平成18年度）

○ 大気調査

市内9地点で年4回調査を実施した結果は、 $0.014\sim 0.037\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、9地点とも大気に係る環境基準（年間平均値： $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）を達成している。

○ 河川水質調査

市内13地点で年2回調査を実施した結果は、 $0.023\sim 0.18\text{pg-TEQ}/\text{l}$ であり、水質に係る環境基準（年間平均値： $1\text{pg-TEQ}/\text{l}$ ）を達成している。

○ 河川底質調査

市内13地点で年1回調査を実施した結果は、 $0.22\sim 1.2\text{pg-TEQ}/\text{g}$ であり、底質に係る環境基準（ $150\text{pg-TEQ}/\text{g}$ ）を達成している。

○ 地下水調査

市内9地点で年1回調査を実施した結果は、 $0.019\sim 0.033\text{pg-TEQ}/\text{l}$ であり、水質に係る環境基準（ $1\text{pg-TEQ}/\text{l}$ ）を達成している。

○ 土壌調査

一般環境15地点で年1回実施した結果、 $0.13\sim 5.5\text{pg-TEQ}/\text{g}$ であり、すべての地点で土壌に係る環境基準（ $1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ ）を達成している。

(イ) 発生源周辺地域におけるダイオキシン類調査（平成18年度）

大岩街道周辺地域における大気年4回及び土壌年1回について調査を実施した結果、大気は $0.066\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、土壌は $1.3\text{pg-TEQ}/\text{g}$ であり、大気及び土壌に係る環境基準を達成している。

(ウ) 発生源対策

特定施設設置者に対し、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」に基づく指導を行っている。

ウ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）対策

環境省では、平成10年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画speed'98」に基づき、内分泌かく乱のおそれのある物質について、平成10年度以降環境中濃度の全国調査を実施するとともにリスク評価が進められており、既にノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA、o,p'-DDTに、魚類をメス化する環境ホルモン作用のあることが確認された。

平成17年3月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－EXTEND2005－」が発表され、環境中濃度調査の継続、ヒトその他生物種への影響評価等から新たな物質リストを作成することなどが示された。

本市では、国の全国調査に参画するとともに、平成18年度は独自にノニルフェノール等8物質について、市内7河川11地点で水質調査を実施した。

エ 化学物質環境実態調査等

環境省が化学物質の全国調査として継続実施している化学物質環境実態調査に参画し、平成18年度はDDT、クロルデン等69物質の河川水質調査、34物質の底質調査及び酢酸イソブチル等5物質の大気調査を実施した。

また、PCB、水銀について、河川水質、食品及び人体（母乳）に係る調査を関係局が実施している。

オ 化学物質の環境への排出量の把握等

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）により、平成13年4月から事業者による第一種指定化学物質の排出量等の把握が義務づけられている。

平成14年4月以降、毎年、事業者からの環境への排出量・移動量の届出の受理をはじめとする関連事務を開始し、平成18年度は、270事業所から、110物質（延べ1,161物質）について届出があった。

(5) 騒音・振動

ア 環境騒音調査

昭和50年から隔年で、全市的な騒音の実態をとらえる目的で環境騒音調査を行ってきた。

平成10年9月「騒音に係る環境基準」の改正にともない、平成11年度からは毎年市内22地点で環境騒音調査（24時間測定）を行っている。

イ 工場・事業場対策

騒音については、騒音規制法、京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出の審査及び規制を行っている。

振動については、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出の審査及び規制を行っている。

また、規制を受けない工場・事業場に対しても、本市独自の方式である「公害防止事前相談・指導制度」により騒音公害等の未然防止に努めている。

ウ 鉄軌道対策

市内の鉄軌道路線は、市営地下鉄2路線、JR2社6路線、その他の私鉄5社11路線であり、その路線距離は約164kmである。新幹線鉄道については従来から騒音の環境基準が定められている。一方、在来線鉄道については環境基準や測定評価方法が定められていなかったため、その設定を国へ要望してきた。平成7年12月、在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」が定められ、在来線鉄道の騒音測定は、その指針を参考に実施している。

(ア) 新幹線鉄道の騒音、振動測定（平成18年度）

6地点で測定を実施したが、騒音の環境基準の達成率は、12.5m地点で33%、25m地点及び50m地点で100%であった。

(イ) 在来線鉄道の騒音・振動測定（平成18年度）

市内2路線5箇所測定を実施し、事業者に対して施設等の改善を申し入れた。

エ 近隣騒音対策

カラオケ等の深夜営業騒音については、京都府環境を守り育てる条例に基づく立入指導を行うとともに、営業者に対して未然防止のための啓発指導を行っている。また、生活騒音の防止については、機器の販売、取付業者に対して要望を行い、各種催し物や「市民しんぶん」等を通じて、啓発を行っている。

オ 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出時には、騒音及び振動の未然防止のために必要な指導を行うとともに、作業現場への立入指導を行っている。

(6) 自動車公害

市内の自動車保有台数は、平成18年度末現在で約62万台と前年度とほぼ同数である。これまでに、自動車排出ガス及び騒音の単体規制が段階的に強化されてきてはいるが、ディーゼル車排出ガス中の粒子状物質による健康への影響、自動車排出ガスによる道路沿道の環境汚染などが問題になっていること等を踏まえて、自動車公害防止対策を推進している。

ア 京都市自動車公害防止計画

京都市域において講じるべき総合的かつ計画的な自動車公害防止対策の方向を示すものとして、旧計画を改定し、平成13年3月「京都市自動車公害防止計画」～ひととまちにやさしい「くるまエコプ

ラン」～を策定した。本計画では、地球温暖化対策に係る重点施策として、低公害車・低燃費車の普及促進やアイドリング・ストップ運動の推進及び交通需要管理（TDM）施策の推進を掲げている。本計画に沿い、関係行政機関、関係業界団体、事業者及び市民に対し理解と協力を求めながら各種対策を進めている。

a 計画の対象地域 京都市全域

b 計画の期間 平成13年度～22年度

c 計画の目標

大 気 汚 染…二酸化窒素，浮遊粒子状物質，二酸化硫黄，一酸化炭素についての国の環境基準及び京都市環境保全基準

自 動 車 騒 音…国の環境基準及び京都市環境保全基準

道路交通振動…大部分の市民が日常生活において支障を感じない程度

二酸化炭素等の温室効果ガス…削減努力

イ 自動車騒音・道路交通振動調査

騒音規制法第17条及び第18条並びに振動規制法第16条に基づき、市内の主要な幹線道路沿道35地点で騒音振動調査を実施した。調査の結果に基づき、関係機関に対し改善要望を行った。

ウ 低公害車の導入促進及び普及啓発

天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を公用車や市バスに導入し使用するとともに、各種行事における啓発及び環境調査などにも活用している。また、中小企業者への低公害車購入資金の融資制度及び中小運送事業者への天然ガス車リース料の一部補助制度を設けて普及に努めるとともに、都心部では配送車を中心に「環境にやさしい荷物の配送」のため、「京・まちなかエコカー普及運動」を進めている。

エ 本市における低公害車等の率先導入

環境負荷の少ない自動車を積極的に公用車に採用するため、平成7年4月から公用車購入車種指定制度を設け、排出ガスのより少ない車種の購入を進めてきたが、グリーン購入法の施行を受け、平成13年12月に制度の改正を行い、平成16年3月には国の17年排ガス規制改正に伴い、車種基準を変更した。

新制度では、グリーン購入法に基づく調達方針の対象でないトラック等を含め、低燃費早期達成車であることを購入の際の判断基準の一つとしている。

平成18年度末現在、本市の公用車に電気自動車4台、天然ガス自動車48台、ハイブリッド自動車31台、超低排出ガスかつ低燃費車274台の合計357台を導入するとともに、市バスにアイドリング・ストップバス475台を導入している。

さらに、廃食用油をバイオディーゼル燃料に転換し、平成9年11月から機械式ごみ収集車全車と一部の市バスで利用している。また、平成14年3月からは、市バスへのディーゼル廃棄微粒子除去装置（DPF）の装着を開始している（平成19年3月末累計51台）。

オ 京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を平成16年1月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成16年11月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成19年11月末までに18回の研修会を開催し、663名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成17年度から、「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

カ 京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会

京阪神の2府1県3政令市により平成8年11月に設立した「京阪神六府県市低NOx車普及促進

協議会」を、平成12年8月に「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」に改組し、更に平成18年4月1日から堺市を加え「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」として活動している。

この協議会では一般に市販されている自動車の中でも窒素酸化物及び粒子状物質等大気汚染物質の排出量の少ない自動車を「LEV-7」として指定し、ホームページ、パンフレット、ステッカー等によりその普及を図っている（平成19年3月末累計 2951型式）。

また、本市の公用車の購入の際にも、「LEV-7」を率先して導入している。

キ アイドリング・ストップ運動

平成8年度の環境月間（6月）を契機に環境庁の呼びかけで始まった。不要なアイドリングは、燃料が無駄に消費されるだけでなく、窒素酸化物等の大気汚染物質や地球温暖化の原因である二酸化炭素が排出されるほか、騒音や悪臭の発生という問題を生じさせる。

本市では、環境月間の6月と観光シーズンの11月に市営駐車場、大規模店舗駐車場、タクシー乗り場等において、啓発のぼりを立てるとともに、チラシ、ステッカー等を配布し、アイドリング・ストップの徹底を呼びかけている（平成18年度 実施回数48回）。

平成18年度には「アイドリング・ストップのステッカーデザイン及び啓発標語」を市民募集するとともに、その最優秀作品の啓発ステッカー並びに啓発標語入りポスターや新チラシ、のぼり旗を新しく作成し、市民、事業者への配布掲示等による啓発活動を行っている。

また、平成19年2月に「気候変動に関する世界市長・首長協議会」京都議会の同時開催イベントとして「アイドリング・ストップシンポジウム」を開催するとともに、繁華街で街頭啓発キャンペーンを実施し、普及啓発に努めた。

また、京都市自動車公害防止協議会では、アイドリング・ストップを中心に、公共交通機関の利用、車両点検整備の徹底等、及び共同輸送を呼びかけるパンフレットを平成14年3月に作成し、各構成団体、事業者、市民に配布している。

さらに、急発進、急加速の抑制等といった、エコドライブについても、普及啓発を行った。

ク 京都市自動車公害防止協議会

平成3年8月、関係行政機関、業界団体で構成する京都市自動車公害防止協議会を設置し、自動車公害防止のため、低公害車の普及、交通需要管理（TDM）施策の推進など各種対策について協議している（平成18年度開催状況 委員会1回）。

(7) 悪 臭

ア 悪臭の現状

悪臭防止法に基づき、工場・事業場から発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、京都府環境を守り育てる条例に基づき、特定施設の届出を義務づけている。また、化製場等に関する法律に基づいて、化製場等の設置許可及び構造設備に関する規制を行っている。

悪臭公害の防止は、その技術的方法の多様性や多額の経費が必要なこと等から困難な場合が多く、市街地における牛、豚、鶏等の畜舎や魚のアラ等を処理する化製場等が問題になっている。

イ 悪臭防止対策

(ア) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法に基づき、アンモニア、メチルメルカプタン、アルデヒド類等22指定物質について、都市計画区域で規制している。平成18年度には、7施設について、悪臭測定（機器分析）を実施した。

(イ) 要綱による臭気指数規制

悪臭の発生源を指導するため、平成15年3月に制定した「京都市悪臭防止対策指導要綱」により嗅覚測定を実施している。

(ウ) 工場・事業場対策

工場・事業場の事業者に対して規制基準の遵守はもとより、規制対象以外の物質による悪臭苦情に

対しても、生産工程の改善を含めた悪臭防止対策等を講じるよう指導している。

(㌥) 化製場、畜舎対策

化製場、畜舎に対し、化製場等に関する法律に基づき立入調査を行い、作業環境の改善を指導している。

(8) 土壌汚染と地下水汚染

ア 土 壌 汚 染 対 策

土壌汚染対策法の施行に伴い、(平成14年5月29日公布、平成15年2月15日施行)、水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設設置事業者に対して、法の周知徹底を図るとともに、有害物質取扱工場等への監視指導を行っている。平成18年度は、土壌汚染対策法に基づく調査について、3件の報告を受けている。

イ 地下 水 汚 染 対 策

(㍑) 汚染の現状

地下水汚染については、昭和58年度からトリクロロエチレン等の揮発性有機塩素系化合物等について調査を実施している。平成18年度は、揮発性有機化合物10項目、重金属等9項目及びその他PCB等8項目の合計27項目について、54本の井戸で調査を行った。

その結果、砒素が3本、テトラクロロエチレンが3本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5本、合計11本の井戸で環境基準を超過している。

(㍒) 対策の状況

平成元年度に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレンなどの有害物質の地下浸透の禁止、排水基準の設定等、地下水質の汚濁防止について、法的措置がなされた。

平成8年度からは、トリクロロエチレン等について工場・事業場等の排水検査を行うとともに、地下浸透防止に係る指導を行った。

なお、地下水の環境基準は、26項目について定められている。

(9) 地 盤 沈 下 対 策

地盤沈下状況を全市的に把握するため、昭和48年度から水準点を設置し、測量を行っている。

平成6年度以降は国土地理院における測量頻度に合わせて概ね4年に1回の頻度で測量を行い、平成14年度には、49地点で水準点の測量を行っている。その結果、環境省が示す地盤沈下の目安である年間沈下量1cmを超える地点はなく、全市的に見て著しい地盤沈下を生じている地域はなかった。

(10) 酸 性 雨 対 策

工場の排煙や自動車の排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が、大気中で変化して雨に溶け、酸性の強い雨、いわゆる「酸性雨」となって降り、特に欧米諸国では深刻な環境問題となっている。

わが国においては、気候や土壌などの違いから現在のところ顕著な影響はないが、一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、将来深刻な影響が出る恐れがある。また、国を超えて広域に影響を及ぼすものであり、特に今後、経済発展が予想される東アジアにおいて、酸性雨問題が益々深刻化する可能性があることから、国際的なモニタリング体制も強化されつつあり、国レベルの取組として、平成15年度には、長期モニタリング体制が整備され、本市においてもこれまで隔年に実施されていた陸水モニタリング調査が、毎年実施されることとなった。

本市においては、酸性雨の原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の発生をできるだけ抑えるため、工場・事業所等に対する固定発生源対策及び自動車に対する移動発生源対策などを進めている。

これまで本市におけるpHの値は、測定開始当初から特に大きな変化はなく、平成18年度の年平均値

はpH4.7であった。また環境省による酸性雨対策調査（平成15年度～平成17年度）では、地点別の年平均値pH4.6～pH4.8の範囲でpH全地点平均値がpH4.7であり、本市の値は概ね全国の平均的な値と同レベルのものとなっている。

(11) 公害防止の事前相談

公害の発生を事前に防止するため、昭和43年9月から、工場・事業場の公害発生源に対して、新築及び増改築前にその建築確認申請に基づき、公害防止対策面のチェック及び公害防止の指導を行っている。この公害防止事前相談制度は「京都方式」と呼ばれ、当該工場、事業場からの公害発生の未然防止に実績をあげている。

また、平成2年6月に「公害防止事前相談制度に係る緑化指導指針」を策定し、工場・事業場に対して、緑化指導を実施している。平成18年度は、126件に対して指導を行った。

(12) 公害苦情

公害苦情は、環境基本法に定義されている大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のみならず、生活環境に係る公害を含め多岐にわたっているが、市民から寄せられる苦情に対しては、公害紛争処理法に基づき、その解決を図るよう努めている。

平成18年度の苦情608件を公害の種類別に見ると、悪臭が195件と最も多く、順に騒音193件、大気汚染140件、水質汚濁64件、振動13件、典型7公害以外3件となっている。

(13) 環境保全資金融資制度

中小企業に対して、公害防止施設の設置や移転資金等について次の融資制度を設けている。

融 資 資 金 名	融資限度額	利率	償還期間	据置期間	償還方法
設 備 資 金	4,000万円	年 1.5%	10年以内	1年以内	月 賦
移 転 資 金	5,000万円	年 2.9%	10年以内	1年以内	月 賦
ア ス ベ ス ト 対 策 資 金	4,000万円	年 1.5%	10年以内	1年以内	月 賦
低 公 害 自 動 車 購 入 資 金	2,000万円	年 2.0%	5年以内	1年以内	月 賦
フ ロ ン ガ ス 対 策 資 金	4,000万円	年 1.5%	10年以内	1年以内	月 賦
太陽エネルギー利用設備資金	4,000万円	年 1.5%	10年以内	1年以内	月 賦

（平成19年4月現在）

(14) 普及啓発

(ア) 環境月間（6月）の取組

環境保全の重要性を認識し、環境保全活動の契機とするため、各種事業を実施している。

主な事業名	内 容
アイドリングストップ運動	ドライバーや観光客にチラシやステッカー等を配布
市役所前フリーマ	「いらなくなったらいる人へ」をテーマに、市民参加のフリーマーケットを市役所前で開催
「世界の京都・まちの美化市民総行動」 美化啓発キャンペーン	市内美化団体の総行動及びまち美化の交流と街頭啓発活動を実施
環境美化行動 (市役所各局・区役所及び市民で実施)	市内各地域で一斉清掃やビラの配布

(イ) 京都環境賞

市民の自主的な環境保全活動を推進するため、地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとする環境保全に関する活動を先進的・斬新的な手法等により実践している個人または団体を顕彰する表彰制度を実施している。

(ウ) 京都市環境情報の発行

市民・事業者に対し、本市の環境施策等を周知するための広報媒体として、「京都市環境情報」を年３回程度発行している。

